

令和 2 年度研究課題

本研究所は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成 11 年法律第 165 号)及び独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)により文部科学大臣が指示した中期目標に基づき、次の基本方針及び研究体系のもとで研究に取り組んでいます。

1. 研究実施に当たっての基本方針

研究所は、特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）としているが、この実現のためには、研究所が行う様々な活動の基盤となる研究活動をより一層、推進していくことが重要である。

研究の推進に当たっては、第 4 期中期目標に示されたミッションを達成するためのビジョン（国の特別支援教育政策立案及び施策の推進等に寄与する研究を行い、研究成果の幅広い普及を図ること）を踏まえ、国の政策立案や施策推進に寄与する研究及び教育現場等の喫緊の課題に対応した研究に重点化して実施する必要がある。

このため、第 4 期中期目標期間においては、以下の研究体系に基づき、戦略的かつ組織的に研究を実施することとする。

2. 研究体系

研究区分	研究の性格（研究期間）
基幹研究 （ 横断的研究 障害種別研究 ）	文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究
	横断的研究 ：各障害種別を通じて、国の重要な政策課題の推進に寄与する研究（原則 5 年間）
	障害種別研究 ：各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究（原則 2 年間） ※障害種別研究につなげることを目的として、事前に予備的研究を行うこともある
地域実践研究	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために地域と協働で実施する研究。メインテーマの下に、数本のサブテーマを設定（原則 2 年間）。最終的に研究全体の研究成果を集約する。
その他の研究 （ 共同研究 外部資金研究 受託研究 ）	共同研究 ：本研究所が大学や民間などの研究機関等と共同で行う研究 外部資金研究 ：科学研究費補助金等の外部資金を獲得して行う研究 受託研究 ：外部からの委託を受けて行う研究

（（独）国立特別支援教育総合研究所「研究基本計画」 平成 28 年 3 月策定、平成 31 年 3 月改定）

以下に令和２年度から新たに行う基幹研究の研究課題及びその概要をお示しします。これらの研究について、どのような研究成果を望まれるかについて御意見がございましたらお聞かせください。

【令和２年度新規基幹研究の研究課題】

（基幹研究 横断的研究）

研究課題名	「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」
研究期間	５年（平成２８年度～令和２年度）
〈概要〉 インクルーシブ教育システムの構築は国の重要な政策課題であり、各地域や教育現場においては、その取組を着実に進めることが求められている。こうした動向を受けて、本研究所では、５ヶ年計画で「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」を実施している。過去４年間の研究では、教育委員会と園・学校を対象にインクルーシブ教育システムの構築状況に関する調査等を行い、その結果を踏まえて地域や自校（園）のインクルーシブ教育システムの構築のための取組状況や課題、強みを把握し、今後の取組方策を検討するための手掛かりとなるツール（「インクルーシブ教育システムを推進し、主体的な取組を支援するための観点」通称「インクル COMPASS（試案）」）を作成した。令和元年度は、実際に「インクル COMPASS（試案）」を使用してもらい、園・学校の実情に即した「インクル COMPASS（試案）」の活用事例を提案する予定である。 その上で、本研究のまとめとなる最終年度（令和２年度）は、以下の２点について検討することを目的とする。１つ目は、園・学校での取組を踏まえて、教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」を作成し、その活用の在り方を検討する。２つ目は、これまでの研究を総括し、教育委員会や園・学校が、インクルーシブ教育システムの構築のための主体的な取組を見出すためには何が大切であるかについて検討することを目的とする。 本研究成果としては、「インクル COMPASS（試案）」（本ツールの活用についての解説を含む）活用事例集を作成する。具体的な実践を掲載する本事例集は、地域や園・学校で期待される取組の方向性を示唆し、教職員等のインクルーシブ教育システムに対する理解の深化と意識の高揚につながるものである。	

（基幹研究 障害種別研究）

研究課題名	「「ことばの教室」における多様な子供の実態と指導内容に関する研究」
研究期間	２年（令和２年度～令和３年度）
〈概要〉 言語障害教育においては、例えば「主訴は構音障害であるが身のこなしにぎこちなさがある子供」のように、主訴以外にも教育的ニーズのある子供たちが多く存在している。こうした子供たちに構音指導を行うだけでは指導として不十分であるが、ことばの教室では手探りで指導がなされている現状である。 そこで、本研究では、従来の言語障害教育の知見に、作業療法等の医療分野や発達障害教育等の他領域の研究成果を加えながら、こうした子供たちの実態や教育的ニーズの把握方法や指導内容について再検討を行う。研究の成果は、教育現場に対し、多様な幼児児童生徒の実態に対応するための知見として提供するとともに、教育行政に対し、通級による指導の検討のための基礎資料として提供する。	

(基幹研究 障害種別研究)

研究課題名	「自閉症のある子供の実態に応じた教育課程に関する研究－連続性のある学びを目指して－」
研究期間	2年（令和2年度～令和3年度）
〈概要〉 小・中学校学習指導要領（平成29年3月）では、特別支援学級における特別の教育課程において自立活動を取り入れることが規定され、特別支援学級に在籍する全ての子供に対して個別の指導計画の作成が義務づけられた。特に、原則、当該学年の内容を学習することになっている自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある子供については、教科等の指導や交流及び共同学習との関連を図った自立活動の指導が不可欠である。さらに、このような自閉症のある子供の自立活動の指導をより充実させるためには、個別の指導計画を作成するにとどまらず、それを適切に活用していくことがますます求められる。 そこで、本研究では、小・中学校自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある子供の自立活動の指導に焦点を当て、自立活動の時間における指導と他の教育活動（教科指導や交流及び共同学習等）との関連を踏まえた指導について実践的に検討する。加えて、個に応じた指導と個々の学びの連続性を担保する上で重要となる個別の指導計画の効果的な活用についても検討することを目的とする。 研究成果としては、本研究で得られた実践と当研究班がこれまでの研究で蓄積してきた自閉症のある子供の自立活動の指導実践を総括して、事例集を作成する。本研究成果は、特に特別支援学級の経験年数の浅い担当者の指導力と専門性の向上、そして、自閉症のある子供の自立活動の指導の充実に寄与する。加えて、特別の教育課程の編成・実施の参考となる具体的な資料を提供する。	

【付記】

資料2「第4期中期目標期間における研究計画」にある令和2年度実施の「重複障害のある子どものニーズに応じた教育の充実に関する研究」については、当初、令和元年度から実施予定でしたが、予定を変更し、令和2年度から実施することにしたものです。この研究については、前年度の調査において皆様から御意見をいただいておりますので、今回の調査では御意見を伺わないこととさせていただきます。令和元年度は重複障害教育の現状と課題に関する調査を行うこととし、基幹研究としては令和2年度から、前年度にいただいた御意見、令和元年度に実施する調査等を踏まえ、実施する予定です。